

## 本宮市地方就職学生支援金交付要綱

令和6年10月1日

告示第117号

令和7年4月18日告示第60号

### (趣旨)

第1条 本宮市は、ふくしま創生総合戦略及び本宮市第2次総合計画に基づき、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の大学又は大学院(以下「大学等」という。)を卒業若しくは修了した学生の本宮市への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う本宮市地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業又は修了して、本宮市に移住する見込みの者が、地方就職学生支援金(以下「支援金」という。)の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領、その他法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 就職活動等に係る経費(鉄道、軌道、バス、航空機又は船舶等、所定の賃金の支払を要する公共交通機関を利用した移動に係る経費に限る)に対する支援金(以下「交通費支援金」という。)

1人につき15,000円とする。ただし、福島県外(合理的な場所に限る。)での採用選考の場合は、15,000円を上限とし、往復に要した交通費の実費負担額に2分の1を乗じて得た額、就業先企業等が就職活動に係る交通費の一部を負担している場合は、15,000円を上限とし、往復に要した交通費の実費負担額から企業等の負担額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とする。

- (2) 移住に係る経費に対する(以下「移転費支援金」という。)

移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の額とし、証明できない場合は、66,000円を上限とし、移転に要した実費の範囲内の額とする。

### (交付回数)

第3条 交通費支援金及び移転費支援金について、それぞれ1人につき1回を限度とする。

### (対象者要件)

第4条 申請時において、次に掲げるすべての要件を満たす申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。))をいう。以下同じ。))を除く東京圏内のキャンパスに在学(原則学部4年生以上)し、当該大学等(以下「対象大学等」という。))を卒業又は修了していること。ただし、交通費支援金については、在学中で卒業見込みの場合も対象とする。

(イ) 対象大学の卒業又は修了年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 本宮市に移住したこと。ただし、交通費支援金については福島県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 支援金の申請時において、卒業又は終了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費支援金を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本宮市に移住し、転入日から5年以上継続して本宮市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費支援金を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他、福島県又は本宮市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### (2) 就業に関する要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

#### ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 勤務地が福島県内に所在する企業等に対象大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等(国の機関を除く)であること。ただし、官公庁等から交通費又は移転費が支給される場合は、交通支援金又は移転費支援金の対象とならない。

(オ) 交通費支援金においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費支援金を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 福島県内への勤務地限定型社員として採用であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、福島県内の勤務地限定型社員等として採用予定であること。

(交付の申請)

第5条 支援金の申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請時に必要となる書類

ア 本宮市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)

イ 本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項(様式第1号の別紙1)

ウ 福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に係る個人情報(様式第1号の別紙2)

エ 本人確認書類

オ 交通費又は移転費の領収書等

カ 移住元の住所を確認できる書類(住民票又は賃貸住宅等の賃貸借契約書等、卒業年度の複数月の家賃の支払が確認できる書類若しくは卒業年度の複数月の公共料金の領収書等)

キ 支援金の振込先金融機関等の情報が確認できる書類

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 申請時において、就業を開始している場合に必要となる書類

ア 就業先企業等による証明書(様式第2号の1)

イ 卒業又は修了証明書

(3) 在学中に交通費支援金を申請する場合に必要な書類

ア 内定先企業等による証明書(様式第2号の2)

イ 在学証明書(卒業する学年であることが確認できるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に、証明者により加筆の上押印をすること。)

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに本宮市地方就職学生支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、本宮市地方就職学生支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった日から、30日以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、本宮市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに本宮市地方就職学生支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 福島県及び本宮市は、福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者(以下「支援金の受給者」という。)が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び本宮市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費支援金を申請する場合で、申請日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費支援金を申請する場合で、申請日から1年以内に本宮市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に本宮市に住民票がある場合を除く。

エ 就業日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第4条第2号に規定する要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。

オ 転入日、第4条第2号に規定する要件を満たす企業等へ就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年に満たない期間に本宮市以外の市区町村に転出した場合

## (2) 半額の返還

転入日、第4条第2号に規定する要件を満たす企業等へ就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本宮市以外の市区町村に転出した場合  
(継続就業及び変更内容等の報告)

第13条 支援金の受給者は、就業日から1年を経過した日までの継続就業について、事業主が発行する就業証明書により、市長が定める日までに報告しなければならない。

2 支援金の受給者は、就業日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職を辞そうとする場合、転入日から5年を経過する日までの間に、本宮市から転出しようとする場合、又はその他支援金の支給要件に関し変更が生じる場合は、変更内容等報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

## (雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、福島県と本宮市が協議して別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### 附 則(令和7年4月18日告示第60号)

この告示は、公布の日から施行する。